



鳥取県公報

平成14年 2月26日(火)
第 7 3 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (93) (経営商業課) 1
	県営土地改良事業計画の変更 (4件) (94~97) (耕地課) 3
	土地改良法による換地計画の決定 (98) (〃) 4
	土地改良事業の認可申請の適否の決定 (2件) (99・100) (〃) 5
	解体工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (101) (管理課) 6
	都市公園の供用開始 (102) (都市計画課) 14
	都市計画の変更予定 (103) (〃) 14
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課) 14

告 示

鳥取県告示第93号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ正蓮寺店
鳥取市正蓮寺52ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	株式会社しまむら	1,600㎡
	有限会社バックス	297㎡
	ジェミニ物産株式会社	40㎡
	計	1,937㎡
変更後	株式会社しまむら	1,333㎡
	有限会社バックス	297㎡
	ジェミニ物産株式会社	40㎡
	株式会社ローソン	165㎡

計 1,835㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 115台
変更後 92台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 173.3㎡
変更後 177.8㎡

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 18.8㎥
変更後 27.8㎥

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社しまむら	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時
	有限会社バックス	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時
	ジェミニ物産株式会社	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時
変更後	株式会社しまむら	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後7時
	有限会社バックス	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時
	ジェミニ物産株式会社	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時
	株式会社ローソン	終日営業			

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時50分から午後9時15分まで
変更後 終日

3 変更年月日

平成14年7月1日

4 届出年月日

平成14年2月5日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町二丁目19-4	代表取締役	藤原秀次郎
有限会社バックス	岡山県津山市一方228	代表取締役	松田欣也
ジェミニ物産株式会社	倉吉市上井353-5	代表取締役	藤井文雄

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 12台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年 2月26日から 4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業内海中地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業中北条地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

北条町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業逢坂地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

中山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業下蚊屋地区区画整理及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中郷地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

青谷町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第99号

倉吉市別所666 - 2 松井進ほか43人のものが共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業城ヶ谷地区区画整理及び農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第100号

倉吉市別所484 - 1 三好美智夫ほか20人のものが共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業大堀地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示101号

平成14年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第3項第1号に規定する解体工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格審査の申請手続等について次のとおり定めただので、告示する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

解体工事（とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事及び土木一式工事）に関する入札参加資格は、次に掲げる客観的事項と主観的事項を総合勘案して行なった審査の結果に基づき定めた資格とする。

(1) 客観的事項

法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の項目に同じ

(2) 主観的事項

ア 県発注工事の施工状況

イ 優良建設工事表彰の有無

ウ 研修の状況

エ 処分等の状況

オ 国際標準化機構が定めた規格ISO9000シリーズ又はISO14001に適合する旨の認証の有無

2 申請手続

(1) 提出書類

解体工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類（アの(ケ)及びイの(ク)にあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）第45条第1項ただし書に該当する場合を除く。）

ア 県内に主たる営業所を有する建設業者

(ア) 申請の日の直前に受けた経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間のものに限る。以下「直前審査」という。）の結果通知書の写し

(イ) 営業の沿革（様式第2号）

(ウ) 工事経歴書（様式第3号）

(エ) 職員調書（様式第4号）

(オ) 研修の状況（様式第5号）

(カ) 解体用機械保有状況報告書（様式第6号）

(キ) 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式（以下「第8号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成13年4月1

日以降に交付されたものに限る。)

(ク) 建設業許可通知書の写し

(ケ) 消費税法第45条第1項に規定する申告書(以下「消費税確定申告書」という。)の写し(控えの写しを含み、申請の直前の課税期間に係るものに限る。以下同じ。)

イ 県外に主たる営業所を有する建設業者

(ア) 直前審査の結果通知書の写し

(イ) 工事経歴書(様式第3号)

(ウ) 解体用機械保有状況報告書(様式第5号)

(エ) 県内に事務所又は事業所を有する者については2の(1)のアの(キ)に掲げる納税証明書、それ以外の者のうち、法人については法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の3)、個人については所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の2)(いずれも平成13年4月1日以降に交付されたものに限る。)

(オ) 法人については、商業登記簿の謄本

(カ) 建設業許可証明書

(キ) 入札の参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)

(ク) 消費税確定申告書の写し

(2) 提出期間

平成14年2月26日から同年3月25日まで。

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること(郵送の場合は、平成14年3月25日(月)までの消印のあるものに限り、受け付ける。)

(4) 提出先

鳥取県土木部管理課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)

3 入札参加資格を与えない者

(1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていない者

(2) 直前審査を受けていない者

(3) 申請の日までに営業(合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。)開始後1年を経過していない者

(4) 入札参加を希望する解体工事に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額のない者

(5) 2の(1)のアの(キ)又は2の(1)のイの(エ)に掲げる納税証明書に未納税額がある者

(6) 経営事項審査又は入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者

4 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成13年10月1日以後に会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成15年3月31日までとする。ただし、平成15年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号

受付 番号	
----------	--

解体工事入札参加資格審査申請書

鳥取県知事

様

平成 年 月 日

今般貴県所管に係る解体工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この解体工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業 許可番号	国土交通大臣 知事	般 特	第 号	許 可 年月日	平成 年 月 日	許可を受けている 建設工事の種類
申請者 (本 社)	(フリガナ) 所在地	〒		電 話 番 号 ファクシミリ	- -	(一般)
	(フリガナ) 商号又は名称					(特定)
	(フリガナ) 代表者名	役職名	氏名		実印	
受任者 (県外に本 店を有する 者が権限を 委任する営 業所)	(フリガナ) 所在地	〒		電 話 番 号 ファクシミリ	- -	(一般)
	(フリガナ) 営業所名					(特定)
	(フリガナ) 受任者名	役職名	氏名			

[指名競争入札に参加を希望する解体工事の種類別表]

[単位：千円]

発注工事種別	経営事項審査を受審し ている建設工事の種類	注文者 の区分	経営事項審査を受審し ている工事の施工金額	左のうち解体工事の 施 工 金 額
解 体 工 事	とび・土工・コンクリート工事	官公庁		
		民間		
		計		
	建築一式工事	官公庁		
		民間		
		計		
土木一式工事	官公庁			
	民間			
	計			

記載要領

- 「建設業許可番号」欄の「般特」については、該当するものを で囲むこと。
- 「経営事項審査を受審している建設工事の種類」の欄については、受審している業種を で囲むこと。

様式第2号

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
最初に許可又は登録を受けた年月日		年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第3号

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

(単位：千円)

番号	工事名	契約書等の種別	注文者	請負代金の額	工事原価		工事差益	着工年月		主任技術者氏名	現場代理人名	下請負に係る工事代金支払状況		
					うち労務費	うち外注費		完成年月	前払金額			現金比率	手形期間	
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
					()			年	月					
	合		計		()									

記載要領

- この表は、「解体工事入札参加資格審査申請書」(様式第1号)に記載した工事の種類ごとに、別葉として作成すること。
- この表は、審査基準日前1年間において完成した主な工事について記載すること。ただし、その工事がない場合は、審査基準日から申請の日までに完成した工事について記載すること。
- 「契約書等の種別」の欄には、請書、契約書等の契約の締結方法の種別を記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した者(業者名)を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 「うち労務費」の欄の()内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
- 「うち外注費」の欄の()内には、下請契約の件数を記載すること。
- 主任技術者又は現場代理人を工期中途で変更した場合には、それぞれの従事期間を氏名の下にカッコ書きで併記すること。
- 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る1件500万円以上の下請工事について、下記により記載すること。
 鳥取県から直接工事を請負った者(以下「元請負人」という。)については、下請人に対する工事代金の支払状況を記載すること。
 元請負人から工事を請負った者については、元請負人から工事代金の支払状況を記載すること。

様式第4号

職 員 調 査 書

技 術 職 員

番号	月給・日給の別	氏 名	年 齢	現 住 所	採用年月日	法令による免許等		実務経験年数 年	建設業法第7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備 考
						年 月 日	資格(学歴)						
1									イ・ロ・ハ				
2									イ・ロ・ハ				
計		人											

記載要領

- この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員（法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者である者を含む）を記載するものとする。
なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「本人」と記載すること。
- 「月給・日給の別」の欄の（ ）内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名、学科等を記載すること。
なお、監理技術者資格者証の交付番号を備考欄に記載すること。
- 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する実務経験の年数とすること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役 職 名	常勤・非常勤等の別	氏 名	年 齢	現 住 所	就任又は採用年月日	従 事 内 容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備 考
1		()								
2		()								
計		人								

記載要領

- この表には、審査基準日に在職する技術職員以外の職員のほか、法人にあってはすべての役員（非常勤役員を含む）、個人にあっては代表者も記載するものとする。
なお、役員又は代表者が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を（ ）内に記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に技と記載すること。
- 建設業経理事務士の資格を有する職員については、備考欄にその資格を記載すること。（例： 建設業経理事務士）

様式第 5 号

研 修 の 状 況

鳥取県建設技術センター主催の研修状況			そ の 他 の 研 修 状 況		
研 修 項 目	開催年月日	参加人数	研 修 項 目	開催年月日	研 修 の 内 容
		人			
合 計					

記載要領

- 1 審査基準日の直前 1 年間に終了した研修について記載すること。
- 2 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

様式第6号

解体用機械保有状況報告書

年 月 日現在

商号又は名称			
所在地			
電話番号		ファクシミリ	
専従技術者	1		名
	2		名
	3		名
	4		名
解体工事に従事する者		名	
保有機械	機械名称		
	仕様		
	機械メーカー		
	用途		
	保有台数		
	機械名称		
	仕様		
	機械メーカー		
	用途		
	保有台数		
	機械名称		
	仕様		
	機械メーカー		
	用途		
	保有台数		

記載要領

- 「専従技術者」の欄には、解体工事に従事する者が有する資格の名称と当該資格を有する技術者の人数を記入すること。
- 保有機械については、写真を貼付すること。
- 用途は、具体的に記載すること。

鳥取県告示第102号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により告示する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

2 位置

東伯郡羽合町大字長瀬

3 区域

別紙図面のとおり

4 供用開始の期日

平成14年 2月26日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成14年 2月26日から同年 3月12日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）及び国府町役場（岩美郡国府町大字町屋305 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成14年 3月12日までに知事に意見書を提出することができる。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・5・8号滝山桜谷線、3・6・4号立川甕山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市岩倉字上樋掛並びに国府町分上二丁目、分上三丁目及び分上四丁目

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 3・4・8号宮下十六本松線外1緊急地方道路整備工事(4工区)
(2) 工事場所 鳥取市行徳二丁目
(3) 工事内容

本件工事は、宮下十六本松線の立体交差部(本線部)の橋りょうの製作及び架設をする工事である。

- (4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

上部工形式 プレテンション方式PC単純中空床版

橋 長 L = 20.7m

支 間 長 19.938m

幅 員 W = 22.864m

工 種 主桁工(プレテンション桁)26本(L = 20.644m、H = 0.70m)

横組工 1式

支承工 1式

橋りょう付属物工 1式

踏掛版工 1式

- (5) 工 期 平成14年3月から同年11月25日まで
(6) 予定価格 78,779,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

エ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

オ 平成14年2月26日(火)から同年3月5日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成13年4月1日(日)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

- (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月26日（火）から同年3月5日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営住宅東浜団地建替工事（建築）
- (2) 工事場所 鳥取市浜坂四丁目
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、老朽化した県営住宅東浜団地の一部を建て替えるものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事及び畳工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
 - ア 共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建（2DK3戸、3DK9戸及び4DK3戸）
建築面積 461.40m²
延べ床面積 1,196.75m²
 - イ 自転車置場棟 鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積 32.81m²
延べ床面積 32.81m²
 - ウ 倉庫棟 鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積 45.00m²
延べ床面積 45.00m²
- (5) 工 期 平成14年3月から平成15年1月31日まで
- (6) 予定価格 210,913,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書（以下「資格決定通知書」という。）に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「合併時経審」という。）を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。
- (6) 平成14年2月26日（火）から同年3月5日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
 - イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月26（火）から同年3月5日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営住宅緑が丘団地第三期建替工事（建築）

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字岩神

(3) 工事内容

ア 本件工事は、老朽化した県営住宅緑が丘団地の一部を建て替えるものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事及び畳工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 共同住宅 木造3階建（3DK12戸）

建築面積 438.59㎡

延べ床面積 953.28㎡

イ トランクルーム1 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 27.00㎡

延べ床面積 18.00㎡

ウ トランクルーム2 鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積 27.00㎡
延べ床面積 18.00㎡

エ 自転車置場等棟 木造平屋建
建築面積 30.00㎡
延べ床面積 30.00㎡

(5) 工 期 平成14年3月から平成15年2月28日まで

(6) 予定価格 258,321,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書 (以下「資格決定通知書」という。) に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (以下「合併時経審」という。) を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。

(6) 平成14年2月26日 (火) から同年3月5日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年4月1日 (日) からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。

イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年 2月26 (火) から同年 3月 5日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

